

令和7年 7月20日(日)は

第27回参议院議員通常選挙の投票日

決定しました！！

参议院議員の任期満了に伴い、令和7年7月20日(日)に第27回参议院議員通常選挙が執行されることが決定しました。

投票できる方の要件は次のとおりです。もれなく投票しましょう。

- ★住所要件・・・令和7年4月2日以前から引き続き松浦市に住所を有する方

★年齢要件・・・平成19年7月21日以前に生まれた方

なお、鉛筆の共用にご不安がある場合は鉛筆をご持参することができます。
※インクのにじみ等を防ぐため、芯が黒色の鉛筆（シャープペン）を推奨します。

当日投票：令和7年7月20日(日)

- 投票所

市内に24か所の投票所を設置します。
※入場券記載の投票所のみ投票できます。
- 投票時間

午前7時から午後6時まで
※第24投票所（鷹島町黒島地区）は、午前8時から午後5時まで

期日前投票

- 投票できる人

投票日当日に予定（仕事、旅行、入院等）があり、投票所に行くことができないと見込まれる方
- 投票所

下記のとおり、市内に4か所の期日前投票所を設置します。（予定）

投票所	対象者	期 間
		投票時間
松浦市役所1階ロビー	市内全域の有権者	7月4日(金)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時00分
松浦市福島保健センター		7月12日(土)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時00分
松浦市役所鷹島支所1階会議室		7月12日(土)、13日(日)、19日(土) 午前10時00分～午後6時30分
ハイマート松浦店		

◎投票所入場券について

- ・投票の際には、ご自身の入場券をお持ち下さい。（期日前投票にも必要です。）
なお、入場券をお持ちでなくても投票は出来ますので、受付にお申し出ください。

〈うら面もご覧ください〉

期日前投票の手続きがスムーズにできます！！

郵送する投票所入場券の裏面に『宣誓書』を印刷しています。この『宣誓書』をあらかじめご記入の上、期日前投票の際、ご持参していただきますと、投票手続きが早く済みます。

投票所入場券の裏面の見本

- 1 この入場券は大切に保管し、投票日には本人が投票所へ持参してください。
- 2 この入場券をなくされても投票できますので、投票所へお出かけください。
- 3 この入場券が届いても選挙当日選挙権のない方は投票できません。
- 4 投票日に仕事、旅行等の事情で投票に行けない方は次のとおり期日前投票ができます。

場所	期間	時間	対象者
松 浦 市役所	7/4～ 7/19	8：30～ 20：00	市内全域 の 方
福島保健 センター	7/12～ 7/19		
鷹島支所			
ハイマート 松 浦 店	7/12、13、 19	10：00～ 18：30	

※ 期日前投票の際は、右の宣誓書に記入の上持参していただきますと手続きが早く済みます。

<選挙公報について>

選挙の情報については、県のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。



QRコード

期日前投票宣誓書（兼請求書）（※記載例）

私は、選挙当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みなので期日前投票したく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

○仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○用事、事故のため、投票所区域外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行困難
○交通至難の島等に居住・滞在

○住所移転のため、本市以外に居住

○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和 7 年 7 月 19 日

氏 名	松浦 一郎
生年月日	明・大・昭・平 50年12月31日
現 住 所	
※表面の住所と同じ場合は記入不要です。	

問合わせ

松浦市選挙管理委員会事務局

☎0956-72-1111

福島支所 ☎0955-47-3111

鷹島支所 ☎0955-48-3111

※7月20日（日）の選挙当日に投票所にお出かけいただく場合、入場券の裏面の記入は不要です。

不在者投票

投票日に長期の出張などにより、市外に滞在し松浦市内の投票所で投票ができない方、病院または施設に入院・入居している方は、不在者投票をすることができます。

詳しくは、松浦市選挙管理委員会にお尋ねください。

〇問合せ先

松浦市選挙管理委員会事務局（市役所内）☎0956-72-1111（内線 325）